

結 果 の 概 要

I 少年鑑別所

1 収容状況

令和7年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は452人であり、前年（397人）に比べ55人（13.9%（前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。））増加している。男女別では、男子が410人（構成比90.7%）、女子が41人（同9.1%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。

平成28年を100とした指数で見ると、令和7年は、総数（男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。）が85（男子84、女子が98）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区	分	平成28年	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	7
人員	総数	533	464	447	378	343	301	304	365	397	452
	男	491	425	406	341	310	270	272	328	358	410
	女	42	39	40	37	33	31	31	36	39	41
指数	総数	100	87	84	71	64	56	57	68	74	85
	男	100	87	83	69	63	55	55	67	73	84
	女	100	93	95	88	79	74	74	86	93	98

（注）1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある（以下この結果の概要において同じ。）。

2 少年鑑別所の統計表（以下記載を省略。）の1表（少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「25-00-01」。以下統計表番号のみ記載。）参照

2 新収容人員

令和7年における新収容人員は6,822人で、前年（6,012人）に比べ810人（13.5%）増加している。男女別では、男子が6,189人（構成比90.7%）、女子が633人（同9.3%）となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりである。

平成28年を100とした指数で見ると、令和7年は、総数が85（男子が84、女子が96）となっている。

第2表 新収容人員の推移

区	分	平成28年	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	7
人員	総数	8,056	7,109	6,712	5,749	5,197	4,568	4,658	5,451	6,012	6,822
	男	7,397	6,500	6,095	5,176	4,691	4,096	4,176	4,899	5,428	6,189
	女	659	609	617	573	506	472	482	552	584	633
指数	総数	100	88	83	71	65	57	58	68	75	85
	男	100	88	82	70	63	55	56	66	73	84
	女	100	92	94	87	77	72	73	84	89	96

（注）1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他（引致状等による入所）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない（用語の解説参照）。

2 1表（25-00-01）参照

3 新収容者の年齢

令和7年における新収容者の人員は6,357人で、前年（5,574人）に比べ783人（14.0%）増加している。男女別では、男子が5,780人（構成比90.9%）、女子が577人（同9.1%）である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年（令和7年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では17歳が21.9%と最も高く、次いで19歳が21.3%、18歳が19.6%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は17歳の22.2%、19歳の21.7%に次いで、18歳が19.8%の順となっている。

女子は16歳の22.9%、17歳の18.2%に次いで、18歳が17.5%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区 分		総数	年少 少年				中間 少年			年長 少年			
			13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上			
人 員	総数	6,357	1,087	78	336	673	2,573	1,182	1,391	2,697	1,245	1,354	98
	男	5,780	955	64	293	598	2,336	1,050	1,286	2,489	1,144	1,255	90
	女	577	132	14	43	75	237	132	105	208	101	99	8
構成比	総数	100.0	17.1	1.2	5.3	10.6	40.5	18.6	21.9	42.4	19.6	21.3	1.5
	男	100.0	16.5	1.1	5.1	10.3	40.4	18.2	22.2	43.1	19.8	21.7	1.6
	女	100.0	22.9	2.4	7.5	13.0	41.1	22.9	18.2	36.0	17.5	17.2	1.4
前年の構成比		100.0	17.3	1.5	6.1	9.7	39.0	18.3	20.7	43.8	19.3	23.3	1.2

- （注） 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。
- 2 前年の構成比とは、前年（令和6年）の総数に対する構成比である（以下この結果の概要において同じ。）。
- 3 6表（25-00-06）参照

4 新収容者の非行名

令和7年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯、第5種少年院への収容の別で見ると、刑法犯が78.9%、特別法犯が19.3%、ぐ犯が1.7%、第5種少年院への収容が0.1%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗（24.1%）、傷害（22.0%）、詐欺（7.3%）の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男子は窃盗（24.2%）、傷害（22.7%）、詐欺（7.4%）の順となっている。

女子は窃盗（23.4%）、傷害（14.6%）、恐喝（8.8%）の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	6,357	100.0 (100.0)	5,780	100.0	577	100.0
刑 法 犯	5,017	78.9 (80.8)	4,625	80.0	392	67.9
公 務 執 行 妨 害	64	1.0 (0.8)	62	1.1	2	0.3
放 火	12	0.2 (0.4)	9	0.2	3	0.5
住 居 侵 入	80	1.3 (1.5)	75	1.3	5	0.9
不同意わいせつ・不同意性交等	333	5.2 (5.6)	325	5.6	8	1.4
殺 人	35	0.6 (0.4)	27	0.5	8	1.4
傷 害	1,397	22.0 (23.7)	1,313	22.7	84	14.6
過 失 運 転 致 死 傷	75	1.2 (1.0)	72	1.2	3	0.5
窃 盗	1,531	24.1 (23.3)	1,396	24.2	135	23.4
強 盗	220	3.5 (4.4)	214	3.7	6	1.0
詐 欺	466	7.3 (7.6)	425	7.4	41	7.1
恐 喝	376	5.9 (5.6)	325	5.6	51	8.8
暴力行為等処罰に関する法律	88	1.4 (1.1)	77	1.3	11	1.9
そ の 他	340	5.3 (5.5)	305	5.3	35	6.1
特 別 法 犯	1,230	19.3 (17.3)	1,101	19.0	129	22.4
麻薬及び向精神薬取締法 (大 麻 関 連)	418	6.6 (—)	396	6.9	22	3.8
麻薬及び向精神薬取締法 (大 麻 関 連 除 く)	180	2.8 (—)	145	2.5	35	6.1
覚 醒 剤 取 締 法	101	1.6 (1.1)	58	1.0	43	7.5
道 路 交 通 法	316	5.0 (4.4)	307	5.3	9	1.6
そ の 他	215	3.4 (11.7)	195	3.4	20	3.5
ぐ 犯	105	1.7 (1.8)	52	0.9	53	9.2
第5種少年院への収容	5	0.1 (0.1)	2	0.0	3	0.5

- (注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。
- 2 「第5種少年院への収容」には、少年法第66条第1項の決定に係る事件の手続による入所を含む（以下この結果の概要において同じ。）。
- 3 ()内の数は、前年の構成比である。
- 4 7表(25-00-07)から9表(25-00-09)まで参照

5 新収容者の入所回数

令和7年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者（今回の入所を含めて入所2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が73.4%、再入者が26.6%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	6,357	4,668	1,230	310	97	52
(構 成 比)	(100.0)	(73.4)	(19.3)	(4.9)	(1.5)	(0.8)
前年の構成比	100.0	72.1	20.1	5.4	1.6	0.8

(注) 12表(25-00-12) 参照

6 新収容者の非行時の身上

令和7年における新収容者の非行時の身上及び構成比は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが27.7%、該当なしが72.0%となっている。男女別では、該当ありの男子が28.5%、女子が20.3%、該当なしの男子が71.3%、女子が79.4%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（17.4%）、2号観察中（5.1%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比		女	構成比	
総	数	6,357	100.0	(100.0)	5,780	100.0		577	100.0	
該	当	1,764	27.7	(25.9)	1,647	28.5		117	20.3	
1	号	1,108	17.4	(16.0)	1,047	18.1		61	10.6	
2	号	322	5.1	(4.4)	298	5.2		24	4.2	
特	定	206	3.2	(3.6)	196	3.4		10	1.7	
特	定	26	0.4	(0.4)	26	0.4		—	—	
試	験	17	0.3	(0.2)	13	0.2		4	0.7	
観	察	65	1.0	(1.1)	53	0.9		12	2.1	
中	に	1	0.0	(—)	1	0.0		—	—	
刑	執	19	0.3	(0.2)	13	0.2		6	1.0	
施	設	4,577	72.0	(74.0)	4,119	71.3		458	79.4	
該	当	16	0.3	(0.1)	14	0.2		2	0.3	
不	詳									

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 13表 (25-00-13) 参照

7 新収容者の居住状況

令和7年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が79.8%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が6.8%、不定が2.3%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子80.8%、女子70.0%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が10.8ポイント低くなっている。その一方で、施設が6.4%（男子1.8%）、浮浪が4.5%（男子1.9%）、同棲が4.3%（男子1.4%）など、他の割合が男子より比較的高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	6,357	100.0	(100.0)	5,780	100.0	577	100.0
家	族	5,074	79.8	(77.8)	4,670	80.8	404	70.0
同	棲	106	1.7	(2.2)	81	1.4	25	4.3
	アパート・下宿・間借り・寮	434	6.8	(6.8)	398	6.9	36	6.2
	住 込 み	42	0.7	(0.7)	40	0.7	2	0.3
	作 業 員 宿 舎	28	0.4	(0.5)	27	0.5	1	0.2
	知 人 宅	129	2.0	(2.6)	118	2.0	11	1.9
	施 設	139	2.2	(2.4)	102	1.8	37	6.4
	不 良 者 の 居 所	40	0.6	(0.5)	32	0.6	8	1.4
	浮 浪	136	2.1	(3.2)	110	1.9	26	4.5
	旅 館 ・ ホ テ ル	18	0.3	(0.4)	14	0.2	4	0.7
	不 定	149	2.3	(2.2)	133	2.3	16	2.8
	そ の 他	30	0.5	(0.2)	26	0.4	4	0.7
	不 詳	32	0.5	(0.4)	29	0.5	3	0.5

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表(25-00-17)参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

令和7年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が37.3%、関係のない者が60.4%となっている。

なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係ありの者は、傷害(26.0%)、窃盗(23.7%)、麻薬及び向精神薬取締法(大麻関連)(7.9%)の順であるが、不良集団関係なしの者は、窃盗(24.3%)に次いで傷害(19.8%)、詐欺(7.9%)となっている。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、道路交通法(あり55.4%、なし42.7%)においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り	不良生徒・学生集団				暴力団	な し	不詳	
			不良生徒・学生集団	地域不良集団	暴走族					
総 数	100.0 [6,357]	37.3 [2,374]	6.2 [393]	24.7 [1,568]	5.2 [329]	1.3 [84]		60.4 [3,839]	2.3 [144]	
		(100.0)						(100.0)		
刑 法 犯	100.0	(78.0)	36.9	6.6	23.8	5.2	1.3	(79.5)	60.9	2.2
公 務 執 行 妨 害	100.0	(0.8)	31.3	4.7	17.2	7.8	1.6	(1.1)	64.1	4.7
放 火	100.0	(0.0)	8.3	－	8.3	－	－	(0.3)	91.7	－
住 居 侵 入	100.0	(0.9)	27.5	2.5	23.8	1.3	－	(1.5)	72.5	－
不同意わいせつ・不同意性交等	100.0	(1.7)	12.3	3.3	8.4	0.6	－	(7.5)	86.8	0.9
殺 人	100.0	(0.1)	5.7	2.9	－	2.9	－	(0.8)	91.4	2.9
傷 害	100.0	(26.0)	44.2	7.7	28.1	7.8	0.6	(19.8)	54.3	1.4
過失運転致死傷	100.0	(1.1)	36.0	9.3	18.7	8.0	－	(1.1)	58.7	5.3
窃 盗	100.0	(23.7)	36.7	8.7	22.7	4.0	1.3	(24.3)	60.9	2.4
強 盗	100.0	(4.6)	49.5	5.0	33.2	9.5	1.8	(2.9)	50.0	0.5
詐 欺	100.0	(5.4)	27.7	1.9	17.8	3.6	4.3	(7.9)	65.2	7.1
恐 喝	100.0	(7.7)	48.4	7.7	35.4	4.3	1.1	(4.9)	50.5	1.1
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(1.3)	36.4	1.1	23.9	10.2	1.1	(1.4)	62.5	1.1
そ の 他	100.0	(4.5)	31.5	5.0	21.5	3.5	1.5	(5.9)	66.8	1.8
特 別 法 犯	100.0	(20.9)	40.2	4.6	28.8	5.3	1.6	(18.3)	57.2	2.6
麻薬及び向精神薬取締法 (大麻関連)	100.0	(7.9)	44.7	4.5	35.6	3.6	1.0	(5.8)	53.3	1.9
麻薬及び向精神薬取締法 (大麻関連除く)	100.0	(2.1)	27.8	1.7	21.7	1.7	2.8	(3.2)	68.9	3.3
覚 醒 剤 取 締 法	100.0	(1.5)	35.6	2.0	24.8	1.0	7.9	(1.6)	60.4	4.0
道 路 交 通 法	100.0	(7.4)	55.4	8.9	32.9	13.6	－	(3.5)	42.7	1.9
そ の 他	100.0	(2.0)	21.9	1.9	17.2	1.4	1.4	(4.2)	74.4	3.7
ぐ 犯	100.0	(1.1)	25.7	4.8	17.1	2.9	1.0	(2.0)	74.3	－
第5種少年院への収容	100.0	(－)	－	－	－	－	－	(0.1)	100.0	－
前 年 の 構 成 比	100.0		38.3	5.7	24.9	6.4	1.4		59.7	2.0

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

3 21表(25-00-21)参照

9 新収容者の薬物等使用関係

令和7年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者(第9表中の「あり」)は15.7%、使用していない者(同「なし」)は83.0%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は15.0%、女子は22.2%となっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は麻薬(大麻)が9.9%、麻薬(大麻を除く)・あへんが3.5%、覚醒剤が1.3%の順、女子は覚醒剤が7.8%、麻薬(大麻)が6.6%、麻薬(大麻を除く)・あへんが6.1%の順となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	6,357	100.0	(100.0)	5,780	100.0	577	100.0
あ	り	997	15.7	(14.1)	869	15.0	128	22.2
麻薬(大麻を除く)・あへん		236	3.7	(2.7)	201	3.5	35	6.1
麻薬(大麻)		612	9.6	(9.3)	574	9.9	38	6.6
覚醒剤		121	1.9	(1.4)	76	1.3	45	7.8
有機溶剤		2	0.0	(0.0)	1	0.0	1	0.2
指定薬物		-	-	(0.1)	-	-	-	-
その他		26	0.4	(0.6)	17	0.3	9	1.6
なし		5,279	83.0	(84.8)	4,836	83.7	443	76.8
不詳		81	1.3	(1.1)	75	1.3	6	1.0

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表(25-00-21)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

令和7年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が29.2%と最も高く、次いで少年院送致(特定)が21.2%、在宅保護のうち保護観察(以下本項において「保護観察」という。)が21.0%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が25.0%と最も高く、次いで少年院送致が18.2%、保護観察(特定)が17.6%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察は、保護観察(特定)と保護観察64条1項2号が88.8%、保護観察と在宅保護 保護観察が84.5%、保護観察(特定)と保護観察64条1項1号が66.7%、少年院送致は、少年院送致(特定)が61.2%、少年院送致が60.1%、第5種少年院への収容が100.0%となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

[illegible]

(注) 1 ()内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表 (25-00-28) 参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

令和7年における鑑別の受付人員は14,063人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の91.4%に当たる12,860人であった。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区 分	総 数	家庭裁判所関係				法務省・厚生労働省関係					少年院の 指定に 係る鑑別
		自 所 収容者	在宅者	その他	矯正施設		保護観 察所等	児童自立 支援施設等			
					刑事施設	少年院					
人 員 (構 成 比)	14,063 (100.0)	7,266 (51.7)	7,041 (50.1)	225 (1.6)	- (-)	4,779 (34.0)	189 (1.3)	1,302 (9.3)	3,277 (23.3)	11 (0.1)	2,018 (14.3)

(注) 3表 (25-00-03) 参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区 分	総 数	家庭裁判所関係				法務省・厚生労働省関係				少年院の 指定に 係る鑑別	
		自 所 収容者	在宅者	その他	矯正施設		保護観 察所等	児童自立 支援施設等			
					刑事施設	少年院					
人 員 (構 成 比)	12,860 (100.0)	6,117 (47.6)	5,890 (45.8)	227 (1.8)	- (-)	4,715 (36.7)	194 (1.5)	1,347 (10.5)	3,164 (24.6)	10 (0.1)	2,028 (15.8)

(注) 3表 (25-00-03) 参照

12 退所者の退所事由別人員

令和7年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は6,755人で、前年（6,002人）に比べ753人（12.5%）増加している。これを男女別に見ると、男子が6,114人（構成比90.5%）、女子が641人（同9.5%）となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が2,705人と最も多く、次いで少年院送致が2,044人、試験観察が622人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区 分	総数	保 護 処 分			第5種 少年院 への 収容	知事・ 児童相談 所長 送致	検察官 送致	審判 不開始 ・ 不処分	観護 措置の 取消し	試験 観察	鑑別の ための 少年鑑 別所へ の収容 の終了	仮収容 の終了	その他	
		保護 観察	児童自立 支援施設 ・児童 養護施設 送致	少年院 送致										
人員 （ 構 成 比 ） 前年の 構成比	総数	6,755	2,705	108	2,044	3	24	213	72	551	622	3	35	375
	男	6,114	2,463	91	1,865	2	18	199	66	508	554	2	26	320
	女	641	242	17	179	1	6	14	6	43	68	1	9	55
		(100.0)	(40.0)	(1.6)	(30.3)	(0.0)	(0.4)	(3.2)	(1.1)	(8.2)	(9.2)	(0.0)	(0.5)	(5.6)
	前年の 構成比	100.0	37.2	1.8	30.5	0.0	0.4	2.6	0.8	9.3	10.1	0.2	1.0	6.0

（注）1表（25-00-01）参照

Ⅱ 少年院

1 収容状況

令和7年における全国の少年院の1日平均収容人員は1,862人であり、前年（1,699人）に比べ163人（9.6%）増加している。男女別では、男子が1,687人（構成比90.6%）、女子が175人（同9.4%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。

平成28年を100とした指数で見ると、令和7年は、総数が76（男子75、女子87）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区	分	平成28年	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	7
人員	{ 総数 男 女	2,462	2,187	2,012	1,778	1,616	1,393	1,283	1,448	1,699	1,862
		2,260	2,005	1,851	1,612	1,475	1,259	1,157	1,303	1,537	1,687
		202	183	160	165	141	133	126	145	162	175
指数	{ 総数 男 女	100	89	82	72	66	57	52	59	69	76
		100	89	82	71	65	56	51	58	68	75
		100	91	79	82	70	66	62	72	80	87

（注）少年院の統計表（以下記載を省略。）の1表（25-00-01）参照

2 新収容者等の人員

令和7年における新収容者等の人員は2,044人で、前年（1,828人）に比べ216人（11.8%）増加している。男女別では、男子が1,865人（構成比91.2%）、女子が179人（同8.8%）となっている。

最近10年間の新収容者等の人員の推移は、第2表のとおりである。

平成28年を100とした指数で見ると、令和7年は、総数が80（男子79、女子92）となっている。

第2表 新収容者等の人員の推移

区 分		平成28年	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	7
人 員	総数	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624	1,377	1,332	1,632	1,828	2,044
	男	2,369	1,999	1,933	1,594	1,487	1,258	1,203	1,498	1,670	1,865
	女	194	148	175	133	137	119	129	134	158	179
指 数	総数	100	84	82	67	63	54	52	64	71	80
	男	100	84	82	67	63	53	51	63	70	79
	女	100	76	90	69	71	61	66	69	81	92

（注）1 新収容者等とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者及び第5種少年院への収容となった者をいう（用語の解説参照）。

2 4表（25-00-04）参照

3 新収容者等の年齢

令和7年における新収容者等の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）は、第3表のとおりである。新収容者等総数（2,044人）について年齢別構成比を見ると、17歳が25.2%と最も高く、次いで18歳が21.9%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は17歳（25.5%）、18歳（22.0%）、19歳（21.7%）の順であり、女子は17歳（22.3%）、18歳（20.7%）、16歳（18.4%）となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では、男女ともに中間少年（男子45.4%、女子50.0%）が高かった。また、SE・SA対象者以外では、男子は年長少年（45.5%）が高く、女子は中間少年（40.2%）が高かった。

第3表 新収容者等の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）

区 分	総 数	年 少 年			中 間 少年			年 長 少年			20歳以上		
		13歳以下	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20歳以上	21歳以上	22歳以上	23歳以上	24歳以上
人 員	総 数	2,044	283	18	73	192	869	353	516	892	447	428	17
	男	1,865	237	13	55	169	796	320	476	832	410	405	17
	女	179	46	5	18	23	73	33	40	60	37	23	-
構 成 比	総 数	100.0	13.8	0.9	3.6	9.4	42.5	17.3	25.2	43.6	21.9	20.9	0.8
	男	100.0	12.7	0.7	2.9	9.1	42.7	17.2	25.5	44.6	22.0	21.7	0.9
	女	100.0	25.7	2.8	10.1	12.8	40.8	18.4	22.3	33.5	20.7	12.8	-
	前年の構成比	100.0	14.2	0.5	4.0	9.6	41.0	18.1	22.9	44.8	21.2	23.0	0.6
	矯正教育課程												
比	SE・SA対象者	100.0	19.0	-	2.3	16.7	45.4	17.2	28.2	35.6	22.4	12.6	0.6
	女	100.0	20.0	-	-	20.0	50.0	10.0	40.0	30.0	20.0	10.0	-
	SE・SA対象者以外	100.0	12.1	0.8	3.0	8.3	42.4	17.1	25.3	45.5	21.9	22.6	0.9
	女	100.0	26.0	3.0	10.7	12.4	40.2	18.9	21.3	33.7	20.7	13.0	-

- (注) 1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者である。
2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）及び短期社会適応課程（SA）以外の対象者である。
3 20表（25-00-20）参照

4 新収容者等の少年院の種類等

令和7年における新収容者等の少年院の種類別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が96.5%と最も高く、次いで第3種が2.2%、第2種が1.2%、第5種が0.1%となっている。

第4表 新収容者等の少年院の種類別人員・構成比

区 分	総 数	第1種	第2種	第3種	第5種
総 数	2,044	1,973	24	44	3
(構 成 比)	(100.0)	(96.5)	(1.2)	(2.2)	(0.1)
前 年 の 構 成 比	100.0	97.0	1.0	1.9	0.1

- (注) 1 () 内の数は、新収容者等総数（2,044名）に対する構成比である。
2 7表（25-00-07）参照

5 新収容者等の非行名

令和7年における新収容者等の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が79.2%、特別法犯が18.9%、ぐ犯が1.7%、第5種少年院への収容が0.1%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗（24.5%）、傷害（19.4%）、詐欺（10.7%）となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗（25.1%）、傷害（19.5%）、詐欺（10.9%）であった。女子は傷害及び窃盗（18.4%）が最も高く、次いで覚醒剤取締法（13.4%）の順となっている。

第5表 新収容者等の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	2,044	100.0 (100.0)	1,865	100.0	179	100.0
刑 法 犯	1,619	79.2 (81.5)	1,509	80.9	110	61.5
公 務 執 行 妨 害	15	0.7 (0.4)	15	0.8	—	—
放 火	5	0.2 (0.4)	3	0.2	2	1.1
住 居 侵 入	12	0.6 (0.6)	12	0.6	—	—
不同意わいせつ・不同意性交等	108	5.3 (6.2)	103	5.5	5	2.8
殺 人	22	1.1 (0.7)	16	0.9	6	3.4
傷 害	396	19.4 (22.3)	363	19.5	33	18.4
過 失 運 転 致 死 傷	36	1.8 (1.9)	35	1.9	1	0.6
窃 盗	501	24.5 (22.5)	468	25.1	33	18.4
強 盗	104	5.1 (7.3)	103	5.5	1	0.6
詐 欺	218	10.7 (9.8)	203	10.9	15	8.4
恐 喝	115	5.6 (5.0)	106	5.7	9	5.0
暴力行為等処罰に関する法律	9	0.4 (0.4)	9	0.5	—	—
そ の 他	78	3.8 (4.0)	73	3.9	5	2.8
特 別 法 犯	387	18.9 (16.3)	341	18.3	46	25.7
麻薬及び向精神薬取締法 （大麻関連）	151	7.4 (—)	142	7.6	9	5.0
麻薬及び向精神薬取締法 （大麻関連除く）	55	2.7 (—)	47	2.5	8	4.5
覚醒剤取締法	57	2.8 (1.7)	33	1.8	24	13.4
道路交通法	82	4.0 (3.7)	81	4.3	1	0.6
そ の 他	42	2.1 (10.9)	38	2.0	4	2.2
ぐ 犯	35	1.7 (2.1)	13	0.7	22	12.3
第5種少年院への収容	3	0.1 (0.1)	2	0.1	1	0.6

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 4表(25-00-04)参照

6 新収容者等の入院回数

令和7年における新収容者等の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者（今回の入院を含めて入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が88.7%、再入者が11.3%となっている。

第6表 新収容者等の入院回数別人員及び構成比

区分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人員	2,044	1,813	220	11	-
(構成比)	(100.0)	(88.7)	(10.8)	(0.5)	(-)
前年の構成比	100.0	90.2	8.9	0.8	0.1

(注) 21表 (25-00-21) 参照。

なお、同表は少年院新収容者等の少年院送致歴を計上しているため、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者等の薬物等使用関係

令和7年における新収容者等の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）24.3%、使用していない者（同「なし」）75.3%となっている。さらに、使用していた者について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に麻薬（大麻）（14.8%）、麻薬（大麻を除く）・あへん（5.3%）、覚醒剤（3.6%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が23.8%であるのに対し、女子が30.2%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比の高い順に挙げると、男子は麻薬（大麻）（15.3%）、麻薬（大麻を除く）・あへん（5.4%）、覚醒剤（2.6%）の順となっている。また、女子は、覚醒剤（14.0%）が最も高く、次いで、麻薬（大麻）（10.1%）、麻薬（大麻を除く）・あへん（4.5%）の順となっている。

第7表 新収容者等の薬物等使用関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	2,044	100.0 (100.0)	1,865	100.0	179	100.0
あり	497	24.3 (22.7)	443	23.8	54	30.2
麻薬(大麻を除く)・あへん	109	5.3 (3.3)	101	5.4	8	4.5
麻薬(大麻)	303	14.8 (15.3)	285	15.3	18	10.1
覚醒剤	74	3.6 (2.7)	49	2.6	25	14.0
有機溶剤	2	0.1 (0.1)	1	0.1	1	0.6
指定薬物	-	- (0.1)	-	-	-	-
その他の	9	0.4 (1.3)	7	0.4	2	1.1
なし	1,540	75.3 (77.1)	1,417	76.0	123	68.7
不詳	7	0.3 (0.2)	5	0.3	2	1.1

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 10表 (25-00-10) 参照

8 新収容者等の共犯関係

令和7年における新収容者等の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者は45.0%、共犯関係がない者は51.1%となっている。また、共犯関係がある者の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（27.6%）、不良集団（8.6%）、職場仲間（1.4%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が46.6%、女子が28.5%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間（男子28.4%、女子19.6%）が最も高く、次いで不良集団（男子9.2%、女子2.8%）となっている。

第8表 新収容者等の共犯関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	2,044	100.0 (100.0)	1,865	100.0	179	100.0
あり	920	45.0 (46.2)	869	46.6	51	28.5
学校仲間	27	1.3 (1.9)	26	1.4	1	0.6
遊び仲間	564	27.6 (30.7)	529	28.4	35	19.6
職場仲間	28	1.4 (0.7)	28	1.5	—	—
施設仲間	6	0.3 (0.4)	6	0.3	—	—
親族	8	0.4 (0.9)	8	0.4	—	—
行きずり	26	1.3 (1.1)	24	1.3	2	1.1
不良集団	176	8.6 (7.1)	171	9.2	5	2.8
その他	85	4.2 (3.4)	77	4.1	8	4.5
なし	1,045	51.1 (48.7)	923	49.5	122	68.2
不詳	79	3.9 (5.0)	73	3.9	6	3.4

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (25-00-17) 参照

9 新収容者等の非行時の身上

令和7年における新収容者等の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者は56.2%、該当のない者は43.8%となっている。また、該当のある者について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が35.1%と最も高く、次いで2号観察中が9.8%、特定1号観察中が6.7%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は該当のある者（57.1%）が該当のない者（42.9%）を上回っており、女子については、該当のない者（53.6%）が該当のある者（46.4%）を上回っている。

第9表 新収容者等の非行時の身上別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	2,044	100.0 (100.0)	1,865	100.0	179	100.0
該当あり	1,148	56.2 (52.6)	1,065	57.1	83	46.4
1号観察中	718	35.1 (32.0)	676	36.2	42	23.5
2号観察中	201	9.8 (8.3)	183	9.8	18	10.1
特定1号観察中	136	6.7 (7.9)	130	7.0	6	3.4
特定2号観察中	10	0.5 (0.6)	10	0.5	-	-
試験観察中	17	0.8 (0.5)	13	0.7	4	2.2
補導委託 在宅	57	2.8 (3.0)	47	2.5	10	5.6
刑執行猶予中	-	- (-)	-	-	-	-
施設在所中	9	0.4 (0.3)	6	0.3	3	1.7
該当なし	896	43.8 (47.4)	800	42.9	96	53.6
不詳	-	- (-)	-	-	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 12表 (25-00-12) 参照

10 新収容者等の非行時の職業

令和7年における新収容者等の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の41.3%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が29.2%、学生・生徒が29.4%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設・採掘が28.4%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が4.2%となっている。

第10表 新収容者等の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その他の 職業	無職者		不詳
				調理	接客	その他							学生・ 生徒	その他	
総数	2,044	2	6	17	86	20	14	6	34	581	46	32	600	596	4
(構成比)	(100.0)	(0.1)	(0.3)	(0.8)	(4.2)	(1.0)	(0.7)	(0.3)	(1.7)	(28.4)	(2.3)	(1.6)	(29.4)	(29.2)	(0.2)
前年の構成比	100.0	0.2	0.4	0.8	3.7	0.7	0.3	0.2	1.0	27.2	2.6	2.8	28.9	31.1	0.1

(注) 26表 (25-00-26) 参照

11 新収容者等の教育程度

令和7年における新収容者等の教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く44.0%、次いで高等学校在学が21.1%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は9.3%、中学校卒業の者の占める割合は16.6%となっている。

第11表 新収容者等の教育程度の構成比

区 分	総数	中学校					高等 学校					その他
			在学	卒業	その他	不詳		在学	中退	卒業	不詳	
総数	100.0 (2,044)	26.0 (531)	9.3 (190)	16.6 (340)	0.0 (1)	－ (－)	71.1 (1,453)	21.1 (432)	44.0 (899)	5.9 (121)	0.0 (1)	2.9 (60)
男	100.0	25.3	8.1	17.1	0.1	－	71.8	20.9	44.7	6.2	0.1	2.9
女	100.0	33.5	21.8	11.7	－	－	63.1	23.5	36.3	3.4	－	3.4
前年の構成比	100.0	27.1	8.8	18.3	0.1	－	71.1	20.7	42.5	7.9	－	1.8

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 24表 (25-00-24) 参照

12 新収容者等の不良集団関係

令和7年における新収容者等の保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者は42.2%、関係のない者は56.5%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が30.7%と最も高く、次いで暴走族が5.3%、不良生徒・学生集団が4.0%となっている。

なお、保護者別の実数については、総数2,044人中、実父母710人、実父162人、実母793人、実父義母26人、義父実母263人、養父（母）18人、その他68人、なし4人となっている。

第12表 新収容者等の保護者別不良集団関係の構成比

保護者	不良集団	総数	あり					なし	不詳
				不良生徒・ 学生集団	地域不良 集団	暴走族	暴力団		
総	数	100.0 (2,044)	42.2 (862)	4.0 (82)	30.7 (628)	5.3 (108)	2.2 (44)	56.5 (1,154)	1.4 (28)
前	年 の 構 成 比	100.0	47.2	4.4	32.7	7.5	2.5	51.3	1.5
保 護 者	実 父 母	100.0	39.2	5.1	26.2	5.9	2.0	59.3	1.5
	実 父	100.0	40.7	0.6	29.0	7.4	3.7	58.6	0.6
	実 母	100.0	44.6	4.2	33.8	4.7	2.0	54.4	1.0
	実 父 義 母	100.0	46.2	3.8	38.5	3.8	—	50.0	3.8
	義 父 実 母	100.0	44.9	1.9	35.0	4.9	3.0	53.2	1.9
	養 父 (母)	100.0	61.1	16.7	33.3	11.1	—	38.9	—
	そ の 他	100.0	33.8	4.4	27.9	1.5	—	63.2	2.9
	な し	100.0	—	—	—	—	—	100.0	—
	不 詳	...	...	...	...	...	...	...	...

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 31表 (25-00-31) 参照

3 令和7年は保護者不詳の該当者がなかった。

13 新収容者等の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

令和7年における新収容者等の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者は70.4%、ない者は29.6%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が36.1%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が16.2%、少年院送致が9.0%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は89.3%に当たる1,282人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が25.9%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が22.7%、1月を超え3月以内が18.3%となっている。

第13表 新収容者等の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区 分	総数	あり	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官											なし	不詳
			保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 保 護 少 年 院 検 察 官		
人員	総数	2,041	1,436	736	20	183	7	7	331	1	138	10	3	605	-
	男	1,863	1,346	692	14	166	5	6	315	1	134	10	3	517	-
	女	178	90	44	6	17	2	1	16	-	4	-	-	88	-
構成比	総数	100.0	70.4	36.1	1.0	9.0	0.3	0.3	16.2	0.0	6.8	0.5	0.1	29.6	-
	男	100.0	72.2	37.1	0.8	8.9	0.3	0.3	16.9	0.1	7.2	0.5	0.2	27.8	-
	女	100.0	50.6	24.7	3.4	9.6	1.1	0.6	9.0	-	2.2	-	-	49.4	-
前年の構成比		100.0	67.2	35.4	1.4	6.7	0.3	0.7	14.6	0.1	7.6	0.4	0.1	32.8	-
処 分 あ り	<100.0>		1,436	736	20	183	7	7	331	1	138	10	3		
	(100.0)		(51.3)	(1.4)	(12.7)	(0.5)	(0.5)	(23.1)	(0.1)	(9.6)	(0.7)	(0.2)			
前回処分後の非行	<89.3> [100.0]		1,282	654	20	179	7	6	285	1	120	9	1		
1 月 以 内	[8.0]		102	60	-	7	-	-	22	1	10	2	-		
3 月 以 内	[18.3]		234	116	5	33	-	2	50	-	26	2	-		
6 月 以 内	[22.7]		291	126	5	50	3	2	66	-	36	3	-		
1 年 以 内	[25.9]		332	186	1	36	1	2	67	-	36	2	1		
1年6月以内	[12.6]		162	86	2	27	1	-	35	-	11	-	-		
2 年 以 内	[5.5]		71	39	-	14	1	-	16	-	1	-	-		
2年を超える	[7.0]		90	41	7	12	1	-	29	-	-	-	-		
前回処分前の非行	<10.7>		154	82	-	4	-	1	46	-	18	1	2		
施設在所中の非行	<->		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
不詳	<->		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

（注） 1 （ ）内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 14表（25-00-14）参照

なお、同表は少年院新収容者等を計上しているので、第5種少年院への収容となった者も対象となるが、本表では第5種少年院への収容となった者を含めず計上している。

14 新収容者等の非行名別矯正教育課程等

令和7年における新収容者等の非行名別矯正教育課程の人員は、第14表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が917人、支援教育課程（N）が775人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が184人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は窃盗（202人）、傷害（172人）、詐欺（110人）、支援教育課程は窃盗（224人）、傷害（138人）、詐欺（70人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は傷害（45人）、窃盗（38人）、詐欺（30人）の順となっている。

第14表 新収容者等の非行名別矯正教育課程の人員

非 行 名	総数	S	P	S・P以外				E	A	N	D
総 数	2,044 (100.0)	184 (9.0)	3 (0.1)	1,857 (90.9)	121 (5.9)	917 (44.9)	775 (37.9)	44 (2.2)			
刑 法 犯	1,619	155	-	1,464	99	711	622	32			
公務執行妨害	15	-	-	15	-	10	5	-			
放火	5	-	-	5	-	2	2	1			
住居侵入	12	-	-	12	-	7	5	-			
不同意わいせつ・不同意性交等	108	7	-	101	18	34	48	1			
殺人	22	-	-	22	2	6	8	6			
傷害	396	45	-	351	28	172	138	13			
過失運転致死傷	36	6	-	30	1	14	14	1			
窃盗	501	38	-	463	34	202	224	3			
強盗	104	10	-	94	1	59	32	2			
詐欺	218	30	-	188	7	110	70	1			
恐喝	115	13	-	102	8	51	40	3			
暴力行為等処罰に関する法律 その他	9 78	2 4	- -	7 74	- -	5 39	2 34	- 1			
特 別 法 犯	387	29	-	358	11	202	136	9			
麻薬及び向精神薬取締法 (大麻関連)	151	10	-	141	2	85	49	5			
麻薬及び向精神薬取締法 (大麻関連を除く)	55	1	-	54	2	29	22	1			
覚せい剤取締法	57	-	-	57	4	32	18	3			
道路交通法	82	14	-	68	3	30	35	-			
その他	42	4	-	38	-	26	12	-			
ぐ 犯	35	-	-	35	11	4	17	3			
第5種少年院への収容	3	-	3	-	-	-	-	-			
前年の構成比	100.0	10.4	0.1	89.5	5.5	44.7	37.4	1.9			

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者等総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。

4 12表 (25-00-12)参照

15 新収容者等の矯正教育課程別前回矯正教育課程

令和7年における新収容者等の矯正教育課程別前回矯正教育課程の人員は、第15表のとおりである。再入者242人（構成比11.8%）であった。

前回矯正教育課程と今回矯正教育課程を見ると、前回矯正教育課程で最も多い支援教育課程（N）の者（102人）の今回矯正教育課程については、前回矯正教育課程と同じ支援教育課程（N）の53人が最多である。次に多い社会適応課程（A）の者（98人）の今回矯正教育課程についても、前回矯正教育課程と同じ社会適応課程（A）の87人が最多となっている。

第15表 新収容者等の矯正教育課程別前回矯正教育課程の人員

前回矯正教育課程 今回矯正教育課程	総数	矯正教育課程							なし
		SE、SA 対象者	E	A	N	D	P		
総数	2,044 (100.0)	242 (11.8)	30 (1.5)	10 (0.5)	98 (4.8)	102 (5.0)	2 (0.1)	－ (－)	1,802 (88.2)
SE・SA	184	－	－	－	－	－	－	－	184
E	121	4	1	2	－	1	－	－	117
A	917	159	20	7	87	45	－	－	758
N	775	70	9	1	6	53	1	－	705
D	44	9	－	－	5	3	1	－	35
P	3	－	－	－	－	－	－	－	3

（注）1 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照

2 （ ）内の数は、新収容者等総数（2,044名）に対する構成比である。

3 30表（25-00-30）参照

16 出院者の人員

令和7年における出院者の人員は1,769人で、前年(1,635人)に比べ134人(8.2%)増加している。これを男女別に見ると、男子が1,608人(構成比90.9%)、女子が161人(同9.1%)となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が3人(構成比0.2%)、仮退院が1,766人(同99.8%)となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区	分	平成28年	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	7
人員	総数	2,750	2,475	2,156	2,065	1,698	1,567	1,363	1,328	1,635	1,769
	男	2,544	2,282	2,006	1,901	1,551	1,444	1,236	1,212	1,494	1,608
	女	206	193	150	164	147	123	127	116	141	161
人員	退院	7	6	10	12	6	7	4	1	5	3
	仮退院	2,743	2,469	2,146	2,053	1,692	1,560	1,359	1,327	1,630	1,766
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4	0.4	0.3	0.1	0.3	0.2
	仮退院	99.7	99.8	99.5	99.4	99.6	99.6	99.7	99.9	99.7	99.8

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう(用語の解説参照)。

2 1表(25-00-01)参照

17 仮退院者の在院期間

令和7年における仮退院者のうち、SE・SA対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、120～140日が54.9%と最も高く、次いで141～161日が39.2%、162～182日が4.6%の順となっている。

第17表 仮退院者(SE・SA対象者)の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上
人	員	153	-	-	-	-	84	60	7	2
構成比		100.0	-	-	-	-	54.9	39.2	4.6	1.3
		(100.0)	(-)	(-)	(0.5)	(1.0)	(54.3)	(38.1)	(5.7)	(0.5)

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 37表(25-00-37)参照

次に、ＳＥ・ＳＡ対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が55.5%と最も高く、次いで361～450日が31.1%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（ＳＥ・ＳＡ対象者以外）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分		総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人 員		1,613	1	12	896	502	71	68	26	37
構 成 比		100.0 (100.0)	0.1 (-)	0.7 (1.1)	55.5 (57.4)	31.1 (29.5)	4.4 (5.4)	4.2 (3.0)	1.6 (1.4)	2.3 (2.3)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 36表 (25-00-36) 参照

18 出院者の職業指導

令和7年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の98.5%に当たる1,743人である。

次に、職業指導を受けた者について、その内訳を見ると、職業生活設計指導が54.9%と最も多く、次いで製品企画が21.3%、ＩＣＴ技術が9.8%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種	目	人員	構成比
総	数	1,769	100.0 (100.0)
木	工	11	0.6 (1.6)
陶	芸	25	1.4 (1.5)
農	園	7	0.4 (0.5)
溶	接	2	0.1 (0.4)
職業生活設計指導		971	54.9 (58.1)
自動車整備		1	0.1 (0.1)
情報処理		2	0.1 (0.1)
電気工事		-	- (0.1)
土木・建築		1	0.1 (-)
手	芸	-	- (-)
伝	芸	-	- (-)
系統工芸		-	- (-)
給排水設備		1	0.1 (0.1)
介護福祉		6	0.3 (0.5)
職業生活技能向上指導		69	3.9 (1.6)
製品企画		376	21.3 (22.1)
総合建設		31	1.8 (1.7)
生活関連サービス		57	3.2 (3.2)
ＩＣＴ技術		173	9.8 (7.2)
その他		10	0.6 (0.3)
な	し	26	1.5 (1.1)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表 (25-00-40) 参照

3 ()内の数は、前年の構成比である。

19 出院者の資格・免許

令和7年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の61.4%に当たる1,086人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に情報・通信技術、OA機器操作関連資格（19.3%）、危険物取扱者（6.8%）、溶接技能者（5.5%）となっている。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者の構成比を男女別に見ると、男女ともに、情報・通信技術、OA機器操作関連資格（男子15.7%、女子55.3%）が最も高くなっている。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の39.1%に当たる692人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に高卒認定試験（認定試験合格）（7.5%）、珠算検定（6.4%）、高卒認定試験（一部科目合格）（6.3%）となっており、男女別に見ると、男子は高卒認定試験（認定試験合格）（7.6%）が最も高く、高卒認定試験（一部科目合格）（6.4%）、珠算検定（2.4%）の順となっている。女子は珠算検定（47.2%）が最も高くなっており、高卒認定試験（認定試験合格）（6.2%）、高卒認定試験（一部科目合格）（5.0%）となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業指導に関連のあるもの						職業指導に関連のないもの					
	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,769	100.0	1,608	100.0	161	100.0	1,769	100.0	1,608	100.0	161	100.0
溶 接 技 能 者	98	5.5	98	6.1	-	-	5	0.3	5	0.3	-	-
珠 算 検 定	-	-	-	-	-	-	114	6.4	38	2.4	76	47.2
自 動 車 整 備 士	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	341	19.3	252	15.7	89	55.3	2	0.1	1	0.1	1	0.6
電 気 工 事 士	14	0.8	14	0.9	-	-	-	-	-	-	-	-
危 険 物 取 扱 者	121	6.8	116	7.2	5	3.1	25	1.4	25	1.6	-	-
大型特殊自動車運転免許	47	2.7	47	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-
販売・サービス関係資格	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務関係資格	7	0.4	3	0.2	4	2.5	12	0.7	7	0.4	5	3.1
消 防 設 備 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護職員初任者研修修了	36	2.0	22	1.4	14	8.7	-	-	-	-	-	-
電 気 主 任 技 術 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液化石油ガス設備士	3	0.2	3	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
配 管 技 能 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
造 園 技 能 士	6	0.3	6	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-
建 築 大 工 技 能 士	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校卒業程度認定試験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高卒認定試験（一部科目合格）	-	-	-	-	-	-	111	6.3	103	6.4	8	5.0
高卒認定試験（認定試験合格）	-	-	-	-	-	-	132	7.5	122	7.6	10	6.2
そ の 他	411	23.2	405	25.2	6	3.7	291	16.4	277	17.2	14	8.7
な し	683	38.6	640	39.8	43	26.7	1,077	60.9	1,030	64.1	47	29.2

（注）1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 42表（25-00-42）及び43表（25-00-43）参照

20 新収容者等（特定少年）の傾向

令和3年5月、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正少年法」という。）が成立し、令和4年4月1日から施行された。改正少年法では、選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、18歳及び19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例が定められた。

少年矯正統計年報においては、審判決定等が特定少年の符号の者を特定少年とする。少年院新収容者等のうち、特定少年の傾向は以下のとおりである。

（1）特定少年の年齢別人員及び構成比

令和7年における新収容者等（特定少年）の年齢別人員及び構成比は、第21-1表のとおりである。

新収容者等の総数は2,044人であり、そのうち特定少年は888人（構成比43.4%）であった。特定少年の男女比は、男子が831人（同93.6%）、女子が57人（同6.4%）であった。

第21-1表 特定少年の年齢別人員及び構成比

区 分	総 数	17歳以下	18 歳	19 歳	20歳以上
少年院新収容者等	2,044	1,152	447	428	17
うち、特定少年	888	-	443	428	17
{ 総数	888	-	443	428	17
男	831	-	409	405	17
女	57	-	34	23	-

（注） 少年院20表（25-00-20）参照

（2）特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

令和7年における特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第21-2表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が51.6%と最も高く、次に保護観察64条1項2号が31.6%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が42.8%と最も高く、次いで少年院送致が33.9%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察は、保護観察64条1項2号が88.7%、保護観察64条1項1号が66.7%、少年院送致は、第5種少年院への収容が100%、少年院送致が61.2%となっている。

第21－2表 特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等			総	数	保護処分		第5種 少年院 への 収容	検察官送致		審 判 開始 ・ 不 処 分 (特定)	観 測 取 消 し (特定)	試 験 観 察 (特定)	そ の 他 (特定)
					保護 観察 (特定)	少年院 送致 (特定)		検察官 送致 (特定)	検察官 送致 (特定62 条2項2 号)				
鑑別判定	総数		2,610	1,117	885	3	72	55	53	229	189	7	
	保護不要(特定)		6	1	-	-	-	-	5	-	-	-	
	保護観察64条1項1号		27	18	1	-	1	-	-	5	2	-	
	保護観察64条1項2号		824	731	11	1	4	-	16	15	46	-	
	少年院送致(特定)		1,346	328	824	-	12	4	12	27	138	1	
	第5種少年院への収容		2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
	保護不適検察官送致(特定)		151	23	37	-	38	44	1	5	2	1	
	保護不適その他(特定)		5	3	-	-	-	-	1	1	-	-	
	保留(特定)		82	12	5	-	10	7	9	38	1	-	
判定未了(特定)		157	-	3	-	3	-	9	138	-	4		
その他の(特定)		10	1	4	-	4	-	-	-	-	1		
構成比	総数		(100.0)	100.0	42.8	33.9	0.1	2.8	2.1	2.0	8.8	7.2	0.3
	保護不要(特定)		(0.2)	100.0	16.7	-	-	-	-	83.3	-	-	-
	保護観察64条1項1号		(1.0)	100.0	66.7	3.7	-	3.7	-	-	18.5	7.4	-
	保護観察64条1項2号		(31.6)	100.0	88.7	1.3	0.1	0.5	-	1.9	1.8	5.6	-
	少年院送致(特定)		(51.6)	100.0	24.4	61.2	-	0.9	0.3	0.9	2.0	10.3	0.1
	第5種少年院への収容		(0.1)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
	保護不適検察官送致(特定)		(5.8)	100.0	15.2	24.5	-	25.2	29.1	0.7	3.3	1.3	0.7
	保護不適その他(特定)		(0.2)	100.0	60.0	-	-	-	-	20.0	20.0	-	-
	保留(特定)		(3.1)	100.0	14.6	6.1	-	12.2	8.5	11.0	46.3	1.2	-
判定未了(特定)		(6.0)	100.0	-	1.9	-	1.9	-	5.7	87.9	-	2.5	
その他の(特定)		(0.4)	100.0	10.0	40.0	-	40.0	-	-	-	-	10.0	

(注) 少年鑑別所28表(25-00-28)参照

(3) 特定少年の少年院の種類及び矯正教育課程

令和7年における新収容者等(特定少年)の矯正教育課程及び構成比は、第21－3表及び第21－4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、総数については、第1種が96.5%と最も高く、次いで第3種が2.2%、第2種が1.2%、第5種が0.1%となっている。特定少年については、第1種が94.5%と最も高く、次いで第3種が2.7%、第2種が2.5%、第5種が0.3%となっている。

矯正教育課程の構成比を見ると、総数については、A1が37.5%と最も高く、次いでN3が23.8%となっている。特定少年については、A1が42.5%と最も高く、次いでN3が21.5%となっている。

第21－3表 特定少年の少年院の種類及び構成比

区 分	総数	第1種	第2種	第3種	第5種
総数	2,044	1,973	24	44	3
構成比		(96.5)	(1.2)	(2.2)	(0.1)
うち、特定少年	888	839	22	24	3
		(94.5)	(2.5)	(2.7)	(0.3)

(注) 少年院7表(25-00-07)参照

第21－4表 特定少年の少年院の種類及び構成比

区 分	総数	S E	E 1	E 2	S A	A 1	A 2	A 3	N 1	N 2	N 3	A 4	A 5	N 4	N 5	D	P 1	P 2
総数	2,044	17	1	120	167	767	125	4	131	154	487	21	-	1	2	44	-	3
構成比		(0.8)	(0.0)	(5.9)	(8.2)	(37.5)	(6.1)	(0.2)	(6.4)	(7.5)	(23.8)	(1.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(2.2)	(0.0)	(0.1)
うち、特定少年	888	-	-	-	65	377	98	1	50	57	191	20	-	1	1	24	-	3
		(-)	(-)	(-)	(7.3)	(42.5)	(11.0)	(0.1)	(5.6)	(6.4)	(21.5)	(2.3)	(-)	(0.1)	(0.1)	(2.7)	(-)	(0.3)

(注) 少年院7表(25-00-07)参照

(4) 特定少年の非行時の身上

令和7年における新収容者等（特定少年）の非行時の身上及び構成比は、第21－5表のとおりである。

新収容者等の総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが56.2%、該当なしが43.8%となっているが、特定少年については、該当ありが58.9%、該当なしが41.1%となっている。特定少年のうち、非行時の身上に該当のある者の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が（25.9%）、特定1号観察中が（15.3%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第21－5表 特定少年の非行時の身上別人員及び構成比

区 分	少年院 新収容者等	構成比	うち、 特定少年	構成比
総数	2,044	(100.0)	888	(100.0)
該 当	1,148	(56.2)	523	(58.9)
あ り				
1 号 観 察 中	718	(35.1)	230	(25.9)
2 号 観 察 中	201	(9.8)	126	(14.2)
特 定 1 号 観 察 中	136	(6.7)	136	(15.3)
特 定 2 号 観 察 中	10	(0.5)	10	(1.1)
試験観察中	17	(0.8)	6	(0.7)
補導委託 在 宅	57	(2.8)	13	(1.5)
刑 執 行 猶 予 中	－	(－)	－	(－)
施 設 在 所 中	9	(0.4)	2	(0.2)
該 当 な し	896	(43.8)	365	(41.1)
不 詳	－	(－)	－	(－)

(注) 少年院12表 (25-00-12) 参照

(5) 特定少年の非行名

令和7年における新収容者等の非行名別人員及び構成比は、第21－6表のとおりである。

総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗（24.5%）、傷害（19.4%）、詐欺（10.7%）の順となっているが、そのうち、特定少年の構成比を見ると窃盗（21.8%）、傷害（17.7%）、詐欺（13.2%）となっており、同様の順となっている。

第21－6表 特定少年の非行名別人員及び構成比

非 行 名	少年院 新収容者等	構成比	うち、 特定少年	構成比
総 数	2,044	100.0	888	100.0
刑 法 犯	1,619	79.2	673	75.8
公務執行妨害	15	0.7	6	0.7
放火	5	0.2	1	0.1
住居侵入	12	0.6	7	0.8
不同意わいせつ・不同意性交等	108	5.3	37	4.2
殺人	22	1.1	8	0.9
傷害	396	19.4	157	17.7
過失運転致死傷	36	1.8	17	1.9
窃盗	501	24.5	194	21.8
強盗	104	5.1	33	3.7
詐欺	218	10.7	117	13.2
恐喝	115	5.6	50	5.6
暴力行為等処罰に関する法律	9	0.4	3	0.3
その他の	78	3.8	43	4.8
特 別 法 犯	387	18.9	212	23.9
麻薬及び向精神薬取締法 (大麻関連)	151	7.4	82	9.2
麻薬及び向精神薬取締法 (大麻関連除く)	55	2.7	41	4.6
覚醒剤取締法	57	2.8	35	3.9
道路交通法	82	4.0	29	3.3
その他の	42	2.1	25	2.8
ぐ 犯	35	1.7	－	－
第5種少年院への収容	3	0.1	3	0.3

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 少年院4表(25-00-04)参照

(6) 特定少年の非行時の職業

令和7年における新収容者等(特定少年)の非行時の職業別人員及び構成比は、第21－7表のとおりである。構成比を見ると、新収容者等の総数については、有職者が全体の41.3%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が29.2%、学生・生徒が29.4%となっている。特定少年については、有職者が全体の51.7%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が33.6%、学生・生徒が14.8%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、総数は、建設・採掘が28.4%で最も高く、次いでサービス職業(接客関係)が4.2%となっている。特定少年は、建設・採掘が34.1%で最も高く、次いでサービス職業(接客関係)が6.0%となっており、同様の順となっている。

第21-7表 特定少年の非行時の職業別人員及び構成比

区 分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その他 の職業	無職者		不詳
				調理	接客	その他							学生・ 生徒	その他	
少年院新収容者等 (構成比)	2,044 (100.0)	2 (0.1)	6 (0.3)	17 (0.8)	86 (4.2)	20 (1.0)	14 (0.7)	6 (0.3)	34 (1.7)	581 (28.4)	46 (2.3)	32 (1.6)	600 (29.4)	596 (29.2)	4 (0.2)
うち、特定少年 (構成比)	888 (100.0)	2 (0.2)	5 (0.6)	8 (0.9)	53 (6.0)	15 (1.7)	8 (0.9)	4 (0.5)	21 (2.4)	303 (34.1)	23 (2.6)	17 (1.9)	131 (14.8)	298 (33.6)	- (-)

(注) 少年院26表 (25-00-26) 参照

(7) 特定少年の教育程度

令和7年における新収容者等の非行時の教育程度の構成比は、第21-8表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く44.0%、次いで高等学校在学が21.1%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は9.3%、中学校卒業の者の占める割合は16.6%となっている。

特定少年の構成比は、高等学校中退が最も高く54.4%、次いで高等学校在学が13.9%となっており、同様の順となっている。また、高等学校卒業の者の占める割合は13.6%となっている。

第21-8表 特定少年の教育程度の構成比

区 分	総数	中学校					高等 学校					その他
			在学	卒業	その他	不詳		在学	中退	卒業	不詳	
少年院新収容者等	100.0 (2,044)	26.0 (531)	9.3 (190)	16.6 (340)	0.0 (1)	- (-)	71.1 (1,453)	21.1 (432)	44.0 (899)	5.9 (121)	0.0 (1)	2.9 (60)
男	100.0	25.3	8.1	17.1	0.1	-	71.8	20.9	44.7	6.2	0.1	2.9
女	100.0	33.5	21.8	11.7	-	-	63.1	23.5	36.3	3.4	-	3.4
うち、特定少年	100.0 (888)	12.4 (110)	- (-)	12.4 (110)	- (-)	- (-)	81.9 (727)	13.9 (123)	54.4 (483)	13.6 (121)	- (-)	5.7 (51)
男	100.0	12.9	-	12.9	-	-	81.6	13.8	53.9	13.8	-	5.5
女	100.0	5.3	-	5.3	-	-	86.0	14.0	61.4	10.5	-	8.8

(注) 少年院24表 (25-00-24) 参照

(8) 特定少年の薬物等使用関係

令和7年における新収容者等の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第21-9表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者(表中の「あり」)24.3%、使用していない者(同「なし」)75.3%となっている。さらに、使用していた者について、使用薬物等の構成比を見ると、高いものから順に麻薬(大麻)(14.8%)、麻薬(大麻を除く)・あへん(5.3%)、覚醒剤(3.6%)となっている。

次に、特定少年の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者(表中の「あり」)29.3%、使用していない者(同「なし」)70.4%となっている。さらに、使用していた者について、使用薬物等の構成比を見ると、高いものから順に麻薬(大麻)(16.8%)、麻薬(大麻を除く)・あへん(7.1%)、覚醒剤(5.0%)となっており、同様の順となっている。

第21－9表 特定少年の薬物使用関係別人員及び構成比

区 分	少年院 新収容者等	構成比	男	構成比	女	構成比	うち、 特定少年	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	2,044	100.0	1,865	100.0	179	100.0	888	100.0	831	100.0	57	100.0
あ	497	24.3	443	23.8	54	30.2	260	29.3	239	28.8	21	36.8
麻薬(大麻を除く)・あへん	109	5.3	101	5.4	8	4.5	63	7.1	59	7.1	4	7.0
麻 薬 (大 麻)	303	14.8	285	15.3	18	10.1	149	16.8	146	17.6	3	5.3
覚 醒 剤	74	3.6	49	2.6	25	14.0	44	5.0	30	3.6	14	24.6
有 機 溶 剤	2	0.1	1	0.1	1	0.6	-	-	-	-	-	-
指 定 薬 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	9	0.4	7	0.4	2	1.1	4	0.5	4	0.5	-	-
な	1,540	75.3	1,417	76.0	123	68.7	625	70.4	590	71.0	35	61.4
不 詳	7	0.3	5	0.3	2	1.1	3	0.3	2	0.2	1	1.8

(注) 少年院10表 (25-00-10) 参照